データ更新および正誤箇所

第 2 刷での訂正

2024 年 3 月 1 日更新

2024 年 4 月 1 日からの改正

	旧	新
p.387，表 3-12 5．六価クロム化合物	0.5 mg Cr^{6+} /L 以下	0.2 mg Cr^{6+} /L 以下
p.389，表 3-15 5．六価クロム化合物	0.5 mg Cr^{6+} /L 以下	0.2 mg Cr^{6+} /L 以下
p.419，表 6-5 六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.2 mg/L

2025 年 4 月 1 日からの改正

	旧	新
p.387，表 3-13	2．大腸菌群数　3,000 個 /cm^3 以下	2．大腸菌数　800 CFU/mL 以下
p.388，上から 4 行目	大腸菌群数	大腸菌数
p.389，表 3-16	12．大腸菌群数　日間平均 3,000 個 /cm^3 以下	12．大腸菌数　日間平均 800 CFU /mL 以下
p.420，表 6-6	大腸菌群数　日間平均 3,000 個 /cm^3	大腸菌数　日間平均 800 CFU /mL

2024 年 3 月 14 日更新

	誤	正
p.xiv，上から 15 行目	牛丘疹性口炎	牛丘疹性口内炎
p.273，下から 15 行目	牛丘疹性口炎	牛丘疹性口内炎

2024 年 7 月 20 日更新

	誤	正
p.vi，上から 12 行目	手島玲子　岡山理科大学獣医学部	手島玲子　前・岡山理科大学獣医学部
p.48，キーワード一覧		③のキーワードに消費者庁を加える

（次ページへ）

p.67，図 4-3		図 4-3A，4-3B として下図に差換え

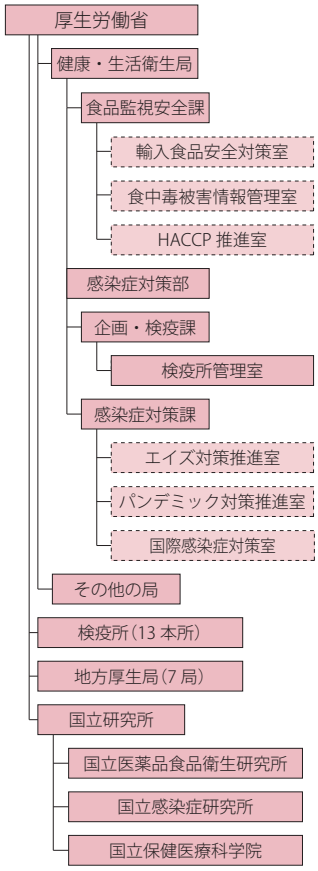

図 4-3A　厚生労働省所管の公衆衛生行政組織（2024 年 7 月現在）.

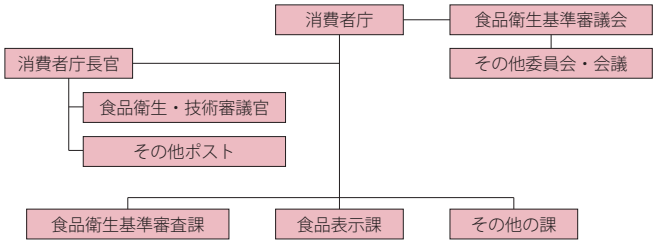

図 4-3B　消費者庁所管の公衆衛生行政組織（2024 年 7 月現在）.

p.67，図 4-4		下図に差換え

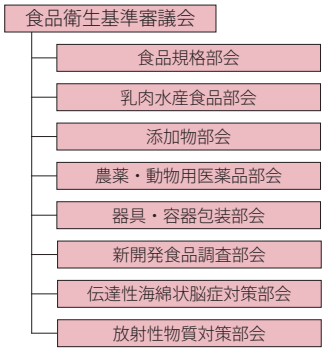

図 4-4　食品衛生基準審議会（2024 年 7 月現在）.

（次ページへ）

p.67，図 4-5		下図に差換え

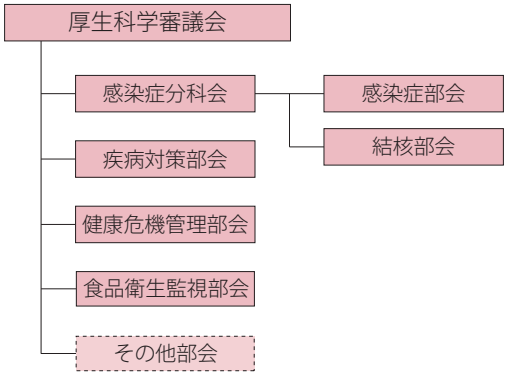

図 4-5　厚生科学審議会の組織（2024 年 7 月現在）.

p.68，上から 14 行目		以下の文章を追記

(3) 消 費 者 庁

消費者の視点から政策全般を監視する組織として 2009 年（平成 21 年）に内閣府の下に「消費者庁」が設立された．消費者問題は多岐にわたるものであり，食品衛生の問題も消費者の関心の高いものであって，その中でも特に「食品表示」に関しては，消費者の関心が高いにもかかわらず，これまで，表示の規制は厚生労働省，農林水産省，公正取引委員会がそれぞれの観点から規制を行ってきたため，消費者にとってはもちろん，食品関係営業者ですら非常にわかりにくい複雑な制度となっていた．

この弊害を解消するために，消費者庁設立と同時に，食品衛生法（厚生労働省所管），JAS 法（農林水産省所管）および公正取引規約（公正取引委員会）がそれぞれ規定する食品の表示基準を統合して，「食品表示法」にまとめることとした．

2019 年（令和元年）からの新型コロナ・パンデミックによる感染症対策の拡充に伴って，厚生労働省の中に新たに感染症対策部が 2023 年（令和 5 年）に設けられたことから，膨れ上がった厚労省組織のスリム化を図るため，2024 年 4 月に食品衛生担当部局の再編が行われ，食品の規格・基準を策定する部署である「食品基準審査課」を消費者庁に移管して「食品衛生基準審査課」とすることとなった（図 4-3B）．また，これに併せてこれまで厚生労働省医薬・食品局に所属していた「食品監視安全課」は，健康局に移動し，「健康・生活衛生局食品監視安全課」となった（図 4-3A）．

これらをまとめると，消費者庁に，食品表示課と食品衛生基準審査課が，厚生労働省には，食品監視安全課が配置された．

ちなみに，これらの移動に伴い，それぞれが所管する審議会もこれまでの「薬事・食品衛生審議会」の各部会のうち食中毒部会以外は，そのまま消費者庁の「食品衛生基準審議会（2024 年 4 月に新設）」（図 4-4）に移動するとともに，食中毒部会は「食品衛生監視部会」と改名して，新たに厚生科学審議会の部会として所属することとなった．

なお，このように食品衛生行政は複数の省庁によって施行されているが，獣医師として国の機関で働きたいという場合は，消費者庁，食品安全委員会および環境省では現時点では獣医職の直接採用は行っていない．このような職場で働きたい場合は，まず，厚生労働省に公衆衛生獣医師として，または農水省に畜産獣医師として採用されたのち，出向という形で，これらの省庁等に異動することとなる．

p.69，最終行		以下の文章を追記

なお，地方公共団体で動物愛護の仕事に携わろうとする場合は，まず，都道府県または保健所設置市の公衆衛生部門に採用されたのち，動物愛護センター等の機関に配属されることとなる．

p.85，表 1-2「特定原材料に準ずるもの」の覧	…，豚肉，まつたけ，もも，…	…，豚肉，マカダミアナッツ，もも，…

（次ページへ）

p.116，上から 7 行目	下痢症性から	下痢症例から
p.116，上から 11 行目	滋賀毒素	志賀毒素
p.121，下から 12 行目	A ～ J 群の 10 種類に分類される.	A ～ J 群（E 群を除く）の 9 種類に分類される.
p.122，上から 12 行目	*Sedoreoviridae*	*Astroviridae*
p.154，上から 20 行目	ベンザヘキサクロリド	ベンゼンヘキサクロリド
p.165，下から 2 行目	をかけた値	で割った値
p.168，下から 11 行目	1998 年度	1998 年
p.168，下から 10 行目	2021 年度	2020 年
p.168，下から 8 行目	2021 年	2021 年度
p.168，下から 8 行目	33.6%	33.4%
p.193，下から 7 ～ 6 行目	1951 年に制定された厚生省令（現厚生労働省令）「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」	1951 年に制定された厚生省令第 52 号「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」（乳等命令）
p.193，下から 4 行目	乳等省令	乳等命令
p.194，表 12-1，表題	「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」による	「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」による
p.195，上から 3 行目	乳等省令	乳等命令
p.251，図 3-4		下図に差換え

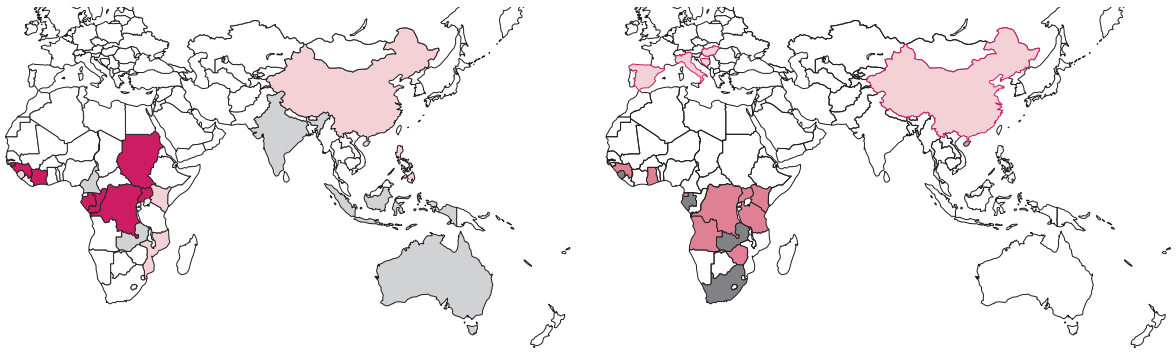

図 3-4　フィロウイルスの分布. ■：人のエボラ出血熱発生国（初発例），□：人のエボラ出血熱発生報告はないがオルソエボラウイルスが見つかった国（サル，コウモリ，豚），■:人のマールブルグ病発生国（初発例），■：人のマールブルグ病発生報告はないがオルソマールブルグウイルスが見つかった国（コウモリ），□：オルソエボラおよびオルソマールブルグウイルス以外のフィロウイルスが見つかった国（コウモリ），□：オルソエボラウイルスは見つかっていないが，血清疫学調査（動物）によってウイルスの存在が示唆されている国.

p.445，キーワード一覧	SAICM	キーワードから削除
p.448，上から 19 行目	SAICM	赤文字を黒文字とする

第 2 刷での訂正はここまで

第 3 刷での訂正

2025 年 12 月 5 日更新

	誤	正
p.vi，山﨑朗子先生の所属	岩手大学農学部	宮崎大学農学部
p.81，上から 20 ～ 21 行目	食品衛生基準審議会が，新たに消費者庁に設置される等の改正が行われた.	食品衛生基準審議会を，新たに消費者庁に設置する等の法改正が行われ，翌 2024 年（令和 6 年）にこれが実施された.
p.97，上から 2 行目	腸管毒素原性生大腸菌	腸管毒素原性大腸菌
p.97，表 2-3 タイトル	下痢原生大腸菌	下痢原性大腸菌
p.97，表 2-3，表中 1 行目	腸管毒素原生大腸菌	腸管毒素原性大腸菌
p.117，上から 10 行目	ノーウォークウイルス（Norwalk virus）	一般名ノーウォークウイルス（*Norovirus norwalkense*）
p.117，上から 11 行目	2022 年時点において，ノロウイルス属にはノーウォークウイルスの 1 種しか存在しないため，「Norovirus」と「Norwalk virus」はどちらで呼称しても同義と見なされる.	なお，ノロウイルス属には *Norovirus norwalkense* の 1 種しか存在しないため，種名でなく属名の「ノロウイルス」で呼称されることが多い.
p.121，上から 13 行目	サッポロウイルス（*Sapporo virus*）	一般名サッポロウイルス（*Sapovirus sapporoense*）
p.121，上から 16 行目	2022 年時点において，サポウイルス属にはサポウイルスの 1 種しか存在しないため，「Sapovirus」と「Sapporo virus」はどちらで呼称しても同義と見なされる.	なお，サポウイルス属には *Sapovirus sapporoense* の 1 種しか存在しないため，種名でなく属名の「サポウイルス」で呼称されることが多い.
p.188，上から 6，10 行目	乳等省令	乳等命令
p.188，上から 10 行目	「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」	「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」
p.191，下から 11 行目	乳等省令	乳等命令
p.193，上から 11，13 行目	乳等省令	乳等命令
p.194，表 12-1，上段の 3「a. 生乳」，「ジャージー種の牛以外の牛から」の比重	1.028 ～ 1.034	1.028 以上
p.194，表 12-1，上段の 3「a. 生乳」，「ジャージー種の牛から」の比重	1.028 ～ 1.036	1.028 以上
p.194，表 12-1，下段の 1「牛乳」の乳脂肪分の欄	3.0％以上．比重（摂氏 15 度において）ジャージー種の牛…	3.0％以上．比重（摂氏 15 度において）1.028 以上
p.194，表 12-1，下段の 2「特別牛乳」の乳脂肪分の欄	3.3％以上．比重（摂氏 15 度において）ジャージー種の牛…	3.3％以上．比重（摂氏 15 度において）1.028 以上
p.194，表 12-1，下段の 3「殺菌山羊乳」の無脂乳固形分の欄	8.0％以上	7.5％以上
p.194，表 12-1，下段の 3「殺菌山羊乳」の乳脂肪分の欄	3.6％以上．…	2.5％以上．…
p.194，表 12-1，下段の 4	部分脱脂乳	「低脂肪牛乳」に名称変更
p.194，表 12-1，下段の 4「低脂肪牛乳」の乳脂肪分の欄	0.5％以上．3.0％未満．比重（摂氏 15 度において）1.030 ～ 1.036	0.5％～ 1.5％．比重（摂氏 15 度において）1.030 以上

（次ページへ）

p.194，表 12-1，下段の 4「低脂肪牛乳」の酸度の欄	0.18％以下	0.21％以下
p.194，表 12-1，下段の 5	脱脂乳	「無脂肪牛乳」に名称変更
p.194，表 12-1，下段の 5「無脂肪牛乳」の酸度の欄	0.18％以下	0.21％以下
p.195，下から 3 行目	乳等省令	乳等命令
p.202，上から 13 行目	…搬人された獣畜の生体検査…	…搬入された獣畜の生体検査…
p.204，下から 4 行目	牛体検査	生体検査
p.206，上から 8 行目	導人	導入
p.207，上から 11 行目	解体後倹査	解体後検査
p.208，上から 19 行目	使用管理指針	飼養管理指針
p.239，表 1-4	アレナウイルス属	マンマレナウイルス属
p.239，表 1-4	エボラウイルス属	オルソエボラウイルス属
p.239，表 1-4	ガナリトウイルス，アイボリーコーストエボラウイルス，ザイールウイルス，ブンディブギョエボラウイルス，スーダンエボラウイルス，レストンエボラウイルス	それぞれ グアナリトウイルス，タイフォレストウイルス，エボラウイルス，ブンディブギョウイルス，スーダンウイルス，レストンウイルス
p.239，表 1-4	マールブルグウイルス属	オルソマールブルグウイルス属
p.239 ～ 240，表 1-4	ハンタウイルス属	オルソハンタウイルス属
p.240，表 1-4	フレボウイルス属	バンダウイルス属
p.240，表 1-4	フラビウイルス属	オルソフラビウイルス属
p.240，表 1-4	インフルエンザウイルス A 属	アルファインフルエンザウイルス属
p.241，表 1-4	クラミドフィラ属	クラミジア属
p.241，表 1-4	フラビウイルス属	オルソフラビウイルス属
p.265，上から 2 行目	ウエストナイルウイルス	ダニ媒介性脳炎ウイルス
p.271，下から 4 行目	ヘルペスウイルス科（Family：*Herpesviridae*）	オルソヘルペスウイルス科（Family：*Orthoherpesviridae*）
p.273，下から 9 行目	法律等規制 家畜伝染病予防法…届出伝染病：牛丘疹性口内炎（牛，水牛）	法律等規制 家畜伝染病予防法…届出伝染病：牛丘疹性口内炎（牛，水牛），伝染性膿疱性皮膚炎（鹿，めん羊，山羊）
p.366，上から 13 行目	ニホンジカとイノシシ	ニホンジカ，イノシシ，ヒグマ，及びツキノワグマ
p.376，表 3-3 タイトル	（51 項目）	（52 項目）
p.376，表 3-3，下から 18 行目と 19 行目の間に追加		「項目」 ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS），ペルフルオロオクタン酸（PFOA） 「基準値」 PFOS 及び PFOA の量の和として 50 ng/L 以下
p.378，表 3-4，右列	…1.0 mg/L が望ましい	…1.0 mg/L 以下が望ましい
p.379，＜アドバンス＞の表	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS），ペルフルオロオクタン酸（PFOA）	削除
p.395，表 4-1，エチルベンゼン	3,800	370

（次ページへ）

p.450，＜アドバンス＞，ストックホルム条約対象物質［附属書 A］	PFHxS とその塩及び関連物質	PFHxS とその塩及び関連物質，デクロランプラス，メトキシクロル，UV-328，クロルピリホス，長鎖ペルフルオロカルボン酸とその塩及び関連物質，中鎖塩素化パラフィン
p.451，＜アドバンス＞，化審法第一種特定化学物質	PFOA 及びその塩	PFOA とその塩及び関連物質，PFHxS 及びその塩，UV-328，メトキシクロル，デクロランプラス
p.451，＜アドバンス＞，化審法第二種特定化学物質に追加		ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル

第 3 刷での訂正はここまで

2026 年 4 月 28 日更新

	誤	正
p.367，表 2-11，発電所，風力	(第 1 種事業)：1 万 kW 以上	5 万 kW 以上
	(第 2 種事業)：0.75 ～ 1 万 kW	3.75 ～ 5 万 kW

2026 年 11 月 6 日更新

	誤	正
p.415，表 6-4，光化学オキシダント	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること.	オゾンとして，8 時間値が 0.07 ppm 以下であり，かつ，日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04 ppm 以下であること.